

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第21号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第14条 知事は、県の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、届出その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第23条の3 [略]</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第14条 知事は、県の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、届出その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第23条の3 [略]</p> <p><u>(東日本大震災に係る復興整備事業における被災関連市町村との交換による土地の取得に係る不動産取得税の免除)</u></p> <p>第23条の4 局長は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。以下この項において「<u>集団移転促進法</u>」という。）第2条第2項に規定する集団移転促進事業（東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に</p>

記載されているものに限る。）により当該復興整備計画を作成した同法第46条第1項に規定する被災関連市町村が取得した集団移転促進法第2条第1項に規定する移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。）の用に供するため、当該復興整備事業の実施区域（東日本大震災復興特別区域法第64条第1項の規定により同項の届出対象区域として指定された区域に限る。）内の土地の所有者が、当該土地を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、当該交換により当該被災関連市町村の有する当該実施区域外の土地の取得をした場合における当該土地の取得に対しては、当該取得が平成28年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、その取得者の申請により不動産取得税を免除する。

2 前項の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める申請書に同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、局長に提出しなければならない。

（東日本大震災に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免）

第23条の5 局長は、東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（法第73条の14第6項に規定する公共事業に限る。）の用に供するため、不動産を収用されて補償金を受けた者、当該復興整備事業を行う者に当該復興整備事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは当該復興整備事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に当該復興整備事業の用に供されることが確実であると認められるものとして同項の政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から2年を経過する日後に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償

金を受けた不動産（以下この項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと局長が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、法第73条の14第6項の政令で定めるところにより、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）に第56条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による減免の申請について準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岩手県県税条例附則第23条の5の規定は、この条例の施行の日以後に課する不動産取得税について適用する。
- 3 地方税法（昭和25年法律第226号）又は岩手県県税条例の規定による処分又は申請に係る不作為についての異議申立てであつて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされるものに係る災害等による期限の延長については、この条例による改正後の岩手県県税条例第14条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。